

# E i w a N e w s

## 年末調整、確定拠出年金について

平成 28 年 11 月  
( No. 136 )

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、今回はその留意点等についてご説明いたします。

また、年末調整(所得税)に関連して、平成 29 年 1 月から制度が一部変更となる確定拠出年金についても併せてご説明いたします。

### [ 1 ] 年末調整

#### 1. 年末調整を行うにあたって

##### ( 1 ) 必要書類

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 28 年分 給与所得者の保険料控除等申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。

記入もれや、下記(2)の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

マイナンバー制度導入により、上記 に従業員本人、控除対象配偶者および控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載してもらう必要があります。

##### ( 2 ) 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

生命保険料控除、地震保険料控除、ならびに社会保険料控除のうち国民年金保険料および国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類

年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票

住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

## 2. 確定申告

年末調整により、給与所得者のうちの多くの方は年間の税額が確定し、確定申告は不要になります。

しかし、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄付金控除の適用を受ける方、同時に2ヶ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

## [ 2 ] 確定拠出年金

### 1. 内容

確定拠出年金は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。

確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金」があります。

個人型確定拠出年金は、平成 29 年 1 月から、企業年金等に加入している方や公務員・私学共済加入者の方、専業主婦等も新たに加入できるようになります。

### 2. 税制優遇

#### (1) 掛金が全額所得控除

拠出した掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の適用を受けることができます。

#### (2) 運用益も非課税で再投資

通常、金融商品の運用益には 20.315%の所得税等が課されますが、個人型確定拠出年金の運用益は非課税です。

#### (3) 退職所得控除または公的年金等控除の適用

個人型確定拠出年金の老齢給付金を一時金として受け取る場合は退職所得控除、年金として受け取る場合は公的年金等控除の適用を受けることができます。

### 3. 留意点

(1) 運用商品の中には元本保証のない商品もありますので、運用商品を選択する際は注意が必要です。

(2) 原則 60 歳になるまでは、引き出すことができません。

(3) 加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料がかかる場合があります。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。